－今号の目次－

* 「小規模保育事業における３歳以上児の受入れについて（通知）」が発出されました（こども家庭庁） 1
* 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（こども家庭）

 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「小規模保育事業における３歳以上児の受入れについて（通知）」が発出されました（こども家庭庁）**

　令和5年4月21日、こども家庭庁より「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて（通知）」が発出されました。

　小規模保育事業については、保育施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る）において、原則として、保育を必要とする0～2歳までの乳児・幼児（以下「3歳未満児」という）の保育を行う事業とされています。また、国家戦略特別区域法の特例措置として、国家戦略特別区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢0～5歳の間で柔軟に定めることが可能となっています。

　この度、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、3歳未満児を対象とする小規模保育事業において満3歳以上の幼児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとなりました。

詳細は、添付のPDFファイルをご確認ください。

**◆****保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（こども家庭庁）**

こども家庭庁は、令和5年4月21日付け通知において、保育士の取扱い[[1]](#endnote-1)に関し、保育士の勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、最低基準上の保育士定数はこどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、短時間勤務の保育士の定義を見直し、併せて常勤の保育士の定義を明確化する通知を発出しました。

|  |
| --- |
| 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について |
| 最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。1. 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が120 時間以上であるものに限る。） に達している者

② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの |

なお、本通知の発出にともない、令和3年の通知「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」は改正されています。

　詳細は、添付のPDFファイルをご確認ください。

1. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号））で規定されている [↑](#endnote-ref-1)